

入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札(総合評価落札方式(特別簡易型))を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

平成31年2月18日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 平成30年度30道路災第130号 国道265号 災害復旧工事 第130号
- (2) 事 業 名 30年発生道路災害復旧事業
- (3) 路線(河川)名 一般国道 265号
- (4) 工 事 場 所 小林市須木中原
- (5) 工 期 平成32年3月25日まで
- (6) 工 事 概 要 復旧延長 L=108.0m 道路幅員 W=4.0m
切土工 V=3,559m³
盛土工 V=136m³
現場吹付法砕工 A=2,227m²
鉄筋挿入工 N=1,238本
簡易吹付法砕工 A=735m²
L型擁壁 L=24.0m
アスファルト舗装 A=449m²
路盤工 A=449m²
- (7) 予 定 価 格 (落札者決定後公表)
(予定価格に108分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (8) 適 用 制 度 最低制限価格制度
- (9) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (10) 総合評価落札方式の型式 特別簡易型
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく平成30・31年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事	等級区分	—
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所(本店)以外のものである場合にあっては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成15年度以降に完成した国、県発注工事であること。 イ 主たる工事内容が次のいずれかの工事であること。 ・ 削孔の総延長が150m以上のアンカー工事(注1) ・ 削孔の総延長が200m以上の鉄筋挿入工事等(注2)を含む法面工事 ウ 施工場所が宮崎県内であること。		
会社の工事成績に関する事項	県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。 ア 次のいずれかの資格を有する者であること。 ・ 一級土木施工管理技士 ・ 一級土木施工管理技士と同等以上の資格 イ 監理技術者にあっては、とび・土工工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 上記「施工実績に関する事項」(施工場所に係る要件を除く。)を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 エ 入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。 オ 3か月以上の雇用関係を有する者であること。		
設計業務受託等の関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 九州工営株式会社 受託者の本店の所在地 宮崎市大工2丁目117番地 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
その他の事項	条件付一般競争入札(総合評価落札方式)公告共通事項書2に示す事項		

注1 アンカー工事とは、「グラウンドアンカー設計施工基準・同解説(公益社団法人 地盤工学会)」による最低アンカー長7m以上のものをいう。

注2 鉄筋挿入工事等とは、仮設を除く補強材の長さが2m以上の鉄筋挿入工又はロックボルト工をいい、鉄筋挿入による自然斜面補強土工事(注3)を含む。なお、ネット、ワイヤー、ロープのいずれかを使用した柔構造の落石対策工法は対象としない。

注3 「鉄筋挿入による自然斜面補強土工事」とは、地山に打設した補強材(ロックボルト)の補強効果と、補強材に取り付けた支圧版とワイヤーロープ等による土塊の押さえ込み効果により表層土砂の安定を図る工事をいう。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス:
http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 小林土木事務所(小林市細野367-2)

閲 覧 期 間 : 平成31年2月18日から平成31年3月5日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	平成31年2月18日から 平成31年3月5日まで	宮崎県公共事業情報サービスで閲覧(※1)・ダウンロード可 小林土木事務所で閲覧・貸出 (※2)
質問の受付	平成31年2月18日から 平成31年2月21日17:00まで (平成31年2月28日17:00まで)	技術申請書に関する質問 ()は、設計図書など上記以外に関する質問 いずれも電子メールで送付すること。 アドレス:kobayashi-doboku@pref.miyazaki.lg.jp
回答の閲覧	平成31年2月18日から 平成31年3月5日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
技術申請書の 受付期間	平成31年2月18日から 平成31年2月26日まで	小林土木事務所に郵送(郵便書留など配達記録確認が できるものに限る)又は持参すること。
入札書 受付期間	平成31年3月4日7:00から 平成31年3月5日10:20まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事内訳書の 添付のない入札は無効となります。
開札日時	平成31年3月5日10:30	小林土木事務所(入札室)
入札結果 の公表(※3)	平成31年3月12日から 平成32年3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス(<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているため、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札(総合評価落札方式)公告共通事項書6により技術申請書を提出すること。

(2) 評価基準

1) 評価基準については、総合評価落札方式評価基準(簡易型・特別簡易型)を参照すること。

2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は10点とする。

3) この入札において「受注状況」における「過去1年間の受注額」の対象となる工事は、平成30年2月8日から平成31年2月7日までに締結した当初契約とする。

6 契約後VE方式の実施に関する事項

(1) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による。

(2) VE提案者への評価

採用されたVE提案については、当該工事に係る工事成績評定において評価対象とする。

7 その他の事項

条件付一般競争入札(総合評価落札方式)公告共通事項書に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札(総合評価落札方式)公告共通事項書を参照のこと。)

本契約については、本契約に係る繰越明許費又は債務負担行為について議会の議決及び財務局の繰越承認を経るまでの間、工期を平成31年3月25日までとする。ただし、当該予算について、議会の議決が経られない場合は、宮崎県工事請負契約約款第47条第1項の規定によりこの契約を解除することがある。

なお、契約解除により損害が発生したときは、同条第2項の規定により県に対して当該損害の賠償を請求することができる。

本工事は、総合評価落札方式入札における、受注状況算定の特例措置の対象工事であり、本工事の受注額は、「受注状況」算定の「過去1年間の受注額」には含まない。

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

1 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	地域要件 災害工事	
			ウェイト	配点
			企業の技術力	施工実績 <過去15年間の同種工事(国、県)の施工実績>
県工事成績 <過去5年間の県工事成績(同一業種)の平均点>	配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{ 点})}{(85 \text{ 点} - 65 \text{ 点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点	26		
受注状況 <環境森林部、農政水産部、県土整備部>	とび・土工・コンクリート工事(港湾工事は除く)における過去1年間の受注状況 $K \leq 1$	0		
	” $1 < K \leq 2$	-10		
” $2 < K$	-20			
企業の取組	評価の対象外			
	不履行のペナルティ	当該年度、又はその前年度において、「若手技術者の育成」の評価を受け受注したが、不履行があった		-2
企業の地域社会貢献度	地域精通度	小林土木事務所管内 に本店がある	32	16
		小林土木事務所管内 に支店又は営業所がある		8
		上記に該当しない		0
	地域貢献・災害時の協力体制	ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(広域応援)にある		12
		ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、異常気象時における県管理公共土木施設の知事との防災協定に基づく協力体制(支部内応援)にある		10
		ボランティア等の地域貢献の実績があり、かつ、知事との防災協定に加入している		5
		ボランティア等の地域貢献の実績がある、又は、知事との防災協定に加入している		2.5
		上記に該当しない		0
公共施設保全への取組み				
環境保全対策への取組み	ISO14001又はエコアクション21を取得している	2		
	上記に該当しない	0		
雇用者の状況 <新規学卒者、障がい者、消防団員>	該当する者を2名以上雇用している(又は、指定学科卒業の新規学卒者を1名雇用している)	2		
	該当する者を1名雇用している	1		
	上記に該当しない	0		
配置予定技術者の能力	施工経験 <過去15年間の主任(監理)技術者等の同種工事(国、県)の施工経験>	配点 × $\frac{\text{経験件数}}{3 \text{ 件(満点件数)}}$ 経験件数 ≤ 3件 (3件以上は満点)	30	12
	工事成績 <過去5年間の同一業種の工事成績(国・県)の最高点>	配点 × $\frac{(\text{工事成績点} - 65 \text{ 点})}{(85 \text{ 点} - 65 \text{ 点})}$ ・85点以上は満点 ・65点未満及び工事成績点のない者は0点		12
	法面専門資格の保有	のり面施工管理技術者、地すべり防止工事士又はグラウンドアンカー施工士いずれかの有資格者である。(1年以上雇用者)		6
		該当しない。		0
得点(満点)			100	

2 総合評価の方法及び同種工事の設定

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 10 点(加算点(満点)) × 評価項目ごとの得点の合計値 / 100 (得点(満点))

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札額 = (基礎点(100点) + 加算点) / 入札額

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	アンカー工事(削孔総延長150m以上)	H30-法面-1	詳細を表-2に記載
同種工事	鉄筋挿入工事等(削孔総延長200m以上)	-	詳細を表-2に記載
類似工事			

表2 同種工事の詳細

同種工事の名称	アンカー工事(削孔総延長150m以上)	同種工事の番号	H30-法面-1
<p><同種工事の定義></p> <p>「アンカー工事(削孔総延長150m以上)」とは、①～④の全てを満たす工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国又は県が発注した工事 ②宮崎県内で施工した工事(配置予定技術者は除く) ③当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事 ④主たる工種の内容が「とび・土工・コンクリート工事」の場合は削孔総延長が150m以上のアンカー工事、又は主たる工種の内容が「土木一式工事」の場合は削孔総延長が400m以上のアンカー工事 			
<p>1. 国又は県に該当する発注者</p> <p>国 : 国土交通省、農林水産省など</p> <p>県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など</p> <p>(該当しない発注者)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など</p> </div> <p>2. 「アンカー工事」とは、「グラウンドアンカー設計施工基準・同解説」に基づき設計・施工された最低アンカー長7m以上の工事をいう。</p> <p>(注)削孔総延長は、供用するアンカーの削孔長とする。</p> <p>(※基本調査試験として実施したアンカーの削孔長は削孔総延長に含まない。)</p>			

同種工事の名称	鉄筋挿入工事等 (削孔総延長200m以上)	同種工事の番号	-
<p><同種工事の定義></p> <p>「鉄筋挿入工事等(削孔総延長200m以上)」とは、①～④の全てを満たす工事とする。</p> <p>①国又は県が発注した工事</p> <p>②宮崎県内で施工した工事(配置予定技術者は除く)</p> <p>③当初契約額又は最終契約額が1,000万円以上の工事</p> <p>④主たる工種の内容が「とび・土工・コンクリート工事」で削孔総延長が200m以上の鉄筋挿入工事等を含む法面工事</p>			
<p>1. 国又は県に該当する発注者</p> <p>国 : 国土交通省、農林水産省など</p> <p>県 : 知事部局、教育庁、警察本部、企業局など</p> <p>(該当しない発注者)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>各高速道路株式会社(日本道路公団も含む)、県道路公社、市町村、森林整備センター(森林農地整備センター、緑資源機構、緑資源公団も含む) など</p> </div> <p>2. 「鉄筋挿入工事等」とは、補強材の長さが2m以上の鉄筋挿入工、ロックボルト工をいい(仮設は除く)、※鉄筋挿入による自然斜面補強土工事を含む。</p> <p>※鉄筋挿入による自然斜面補強工事とは、地山に打設した補強材(ロックボルト)の補強効果と、補強材に取り付けた 支圧版とワイヤーロープ等による土塊の押さえ込み効果により表層土砂の安定を図る工事をいう。</p> <p>(注)削孔総延長は、供用する鉄筋挿入工等の削孔長とする。</p> <p>(※適合性試験として実施した鉄筋挿入工等の削孔長は削孔総延長に含まない。)</p>			